

コンプライアンスの推進に関する規程を次のように定める。

平成18年10月19日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

## コンプライアンスの推進に関する規程

### (目的等)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）におけるコンプライアンスの推進を図るために必要な事項を定め、もって機構の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「法令等」とは、機構の役員及び職員（非常勤職員及び再任用職員を含む。以下「役職員」という。）が遵守すべき独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）等の関係法令、業務方法書（平成16年4月1日文部科学大臣認可）及び諸規程並びに一般法令をいう。

2 この規程において、「コンプライアンス」とは、法令等を厳格に遵守すること及びそのための組織的な体制の整備をいう。

3 この規程において、「部等」とは、組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第6条及び第4章の2に定める組織をいう。

### (コンプライアンスに関する役職員の責務)

第3条 役職員は、機構の公共的使命と社会的責任を自覚するとともに、常に法令等を遵守し、公正な業務遂行に努めなければならない。

2 役職員は、機構が業務内容について国民に対する説明責任を有することを認識し、適切な情報開示を行うこと等により社会的信頼の確保に努めなければならない。

### (コンプライアンス推進委員会の設置)

第4条 機構におけるコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うため、組織運営規程第30条の規定に基づき、コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会の組織)

第5条 委員会は、理事長、理事長代理、理事、監事のうち理事長が指名する者、部等の長（支部長を除く。）、その他理事長が指名する者及び外部の有識者をもって組織する。

2 外部の有識者の委員は、理事長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 4 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。
- 5 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
- 7 委員長は、必要があるときは、作業部会を設置することができる。

(委員会における検討、審議等の範囲)

第6条 委員会は、次の事項について検討、審議等を行う。

- (1) コンプライアンスの推進に関する各年度の具体的計画及び総括に関する事項
  - (2) 公益通報処理に関する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第5号）第6条第6項に規定する通報内容の真偽等
  - (3) その他コンプライアンスの推進に関して必要な事項
- 2 委員会は、前項第2号に定める事項について検討、審議等を終了したときは、遅滞なく、理事長に対し当該結果を報告するものとする。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、招集によらず、書面又は電磁的方法をもって委員会を開催することができる。

- 2 委員会は、委員長及び委員の総数の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 委員長は、第6条第2号に規定する通報内容の真偽等について検討、審議等を行う場合であって、通報者等の保護その他必要があると認めるときは、委員長が指名する委員を招集し、委員会を開催することができる。この場合において、前項中「委員長及び委員の総数」とあるのは、「委員長及び委員長が指名した委員」とする。

(委員会の事務局)

第8条 委員会の事務局は、監査室に置く。

(コンプライアンス総括管理者等)

第9条 機構に、コンプライアンス総括管理者（以下「総括管理者」という。）1名を置き、監査室長をもって充てる。

- 2 部等にそれぞれコンプライアンス管理者（以下「管理者」という。）1名を置き、部等の長をもって充てる。ただし、総括管理者が必要と認めるときは、当該部等の長以外のものをその職制を指定して管理者に充てることができる。
- 3 部等にコンプライアンス管理補助者（以下「管理補助者」という。）1名又は必要に応じて若干名を置き、管理者が指定する。

(コンプライアンス総括管理者等の任務)

第10条 総括管理者は、機構におけるコンプライアンスに関する取組みを総括整理する。

- 2 管理者は、職員が法令等を遵守するよう監督するとともに、部等におけるコンプライアンスに関する取組みを総括するほか、総括管理者との連絡を行う。
- 3 管理補助者は、所属する部等の管理者の命を受けて、コンプライアンスに関する取組みの管理の補助を行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年10月19日から施行する。

(内部通報処理に関する規程の一部改正)

2 内部通報処理に関する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(調査)

第6条 総務部人事課は、通報された事項の受理又は不受理を決定し、その結果をコンプライアンスの推進に関する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第18号）第4条に定めるコンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。ただし、通報された事項が総務部人事課に関するものである場合は、総合計画課が行うものとする。

2 委員会は、前項により通報を受理した旨の報告を受けた場合は、その内容の真偽等について速やかに調査するものとする。

3 委員長は、前項の調査に資するため、必要に応じ、職員、顧問弁護士等による調査チームを編成し、これに調査させることができる。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第10号）

(施行期日)

この規程は、平成20年4月11日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第16号） 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第10号） 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第28号）

この規程は、平成22年8月25日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第1号） 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第5号） 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第15号）

この規程は、平成24年5月21日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第26号） 抄  
（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年7月1日から施行し、改正後の公益通報処理に関する規程の規定及びコンプライアンスの推進に関する規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第11号） 抄  
（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第14号）  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第24号）  
この規程は、令和2年8月27日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第20号）  
この規程は、令和3年9月3日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年規程第5号）  
この規程は、令和7年1月21日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和8年規程第17号）  
この規程は、令和8年4月1日から施行する。